

1 入札対象事業

工事名	7 市起公下改第 5 号天王台一丁目地区外管渠更生工事
工事場所	つくば市天王台一丁目地内ほか
工事概要	【情報共有システム対象工事 受注者希望型】 【遠隔臨場対象工事 受注者希望型】 管渠更生工：自立管製管工法 φ550（昼間） L＝90.6m 自立管製管工法 φ550（夜間） L＝131.9m
予定価格	金78,850,000円（税抜き）
工事期間	令和8年3月13日まで
発注課	つくば市上下水道局下水道工務課

2 入札参加資格要件

この公告の日において、次の要件を全て満たしていること。

つくば市入札参加者選定等取扱要綱（平成12年つくば市告示第80号）第17条に規定する入札参加有資格者名簿（以下「有資格者名簿」という。）に登録されている者であること。	
有資格者名簿の種類	建設工事
入札参加形態	単体
建設業の許可	特定又は一般
許可業種	土木一式
経営事項審査	契約締結日から1年7月以内の日が審査基準日の経営事項審査（建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23第1項の審査をいう。）を受けていること。
格付基準点	最新の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の許可業種に係る総合評定値につくば市入札参加者選定等取扱要綱第15条第1項各号により算出した数値を加えた市の格付基準点が800点以上であること。
年間平均完成工事高	最新の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の許可業種に係る年間平均工事高があること。
配置技術者	建設業法第26条の規定に基づく許可業種に対応する主任技術者又は監理技術者を適正に配置できること。ただし、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者として配置する場合には、その職務を補佐する者を当該工事現場に専任で配置できること。
地域要件	有資格者名簿に登録された建設業法第3条第1項に規定する営業所（本店又は支店若しくは政令で定めるこれに準ずるものをいう。）が茨城県内にあること。
資格等要件	3か月以上継続して雇用している次に掲げるいずれかの資格者を専門技術者として配置すること。なお、主任技術者（監理技術者）との兼任を認める。 (1) 一般社団法人日本管路更生工法品質確保協会認定の下水道管路更生管理技士 (2) 公益社団法人日本下水道管路管理業協会認定の下水道管路管理専門技士で「修繕・改築部門」の認定を受けている者 (3) 一般社団法人日本管更生技術協会認定の下水道管きょ更生施工管理技士

3 入札日程等

参加申請の方法	いばらき電子入札共同利用システム（以下「電子入札システム」という。）により行うこと。
参加申請の開始日時	令和7年8月28日 午前9時から
参加申請の締切日時	令和7年9月17日 午後1時まで
設計図書の閲覧	電子入札システム（入札情報サービス）にて公開する。
設計図書に関する質問期限及び質問先	令和7年9月8日 午後1時まで つくば市上下水道局下水道工務課 Eメール swr030@city.tsukuba.lg.jp 質問書の様式をエクセル形式のまま提出すること。
質問に対する回答	令和7年9月12日 つくば市ホームページ「入札のひろば」に掲載する。 回答は必ず確認すること。
入札方法	電子入札
入札書受付開始日時	参加申請の締切日の翌日（翌日が閉庁日の場合は翌開庁日） 午前9時から
入札書受付締切日時	令和7年9月24日 午後1時まで
開札日時	令和7年9月25日 午前9時00分
開札場所	つくば市役所コミュニティ棟3階会議室
再度入札	落札候補者がいない場合、最低制限価格を下回った者を対象として、再度入札の応札可能者が複数ある場合に限り、開札日の翌日から5日以内（閉庁日を除く。）に再度の入札を電子にて行う。
低入札価格調査制度又は最低制限価格の有無	最低制限価格を設ける。 「つくば市建設工事最低制限価格取扱要領」及び「事後審査型条件付き一般競争入札共通事項（建設工事用）」の「11最低制限価格」に示すとおりとする。
工事費内訳書	「事後審査型条件付き一般競争入札共通事項（建設工事用）」の「6 工事費内訳書」に示すとおりに提出すること。
審査書類提出日及び提出場所	提出を求められた日から2日以内（閉庁日を除く。） つくば市役所コミュニティ棟2階 総務部契約検査課 FAX 029-868-7630 Eメール fnc061@city.tsukuba.lg.jp
審査書類	・「事後審査型条件付き一般競争入札共通事項（建設工事用）」の「9 事後審査に伴う入札参加資格要件関係書類の提出及び落札者の決定」に示すとおりとする。 ・つくば市ホームページ「入札のひろば」からダウンロードして作成する審査書類については最新の書類を使用すること。

4 その他

入札保証金	納付を免除する。
-------	----------

契約保証金	契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。 ただし、つくば市契約規則（平成9年つくば市規則第70号）第35条第1号から第6号まで（同条第3号及び第5号を除く。）のいずれかに該当するときは、納付を免除する。
手持ち工事の数	入札に参加できる者は、この公告の日における手持ち工事（つくば市と競争入札の方法により請負契約を締結した建設工事でこの公告の日の前日までに完成検査が完了していないものをいう。）の数が、2件までの者とする。ただし、つくば市優良工事建設業者の表彰を受けた者については、表彰を受けた日以降、直近の公告日から1年間は3件までとする。
落札件数	この公告の日に公告した建設工事の入札案件について、落札候補者となれるのは、開札順に1件までとする。
入札の無効	入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した者の入札は、無効とする。
議会の議決	－
事業所の確認	つくば市ホームページ「入札のひろば」に掲載する「事業所の実態調査要領」及び「事後審査型条件付き一般競争入札共通事項（建設工事用）」の「9事後審査に伴う入札参加資格要件関係書類の提出及び落札者の決定」に示すとおりとする。
共通事項	「事後審査型条件付き一般競争入札共通事項（建設工事用）」に示すとおりとする。
照会先	〒305-8555 つくば市研究学園一丁目1番地1 つくば市総務部契約検査課入札管理係 電話 029-883-1111